

あい農パーク春日井 貸し農園【30㎡】利用規約

(利用期間)

1. 利用者は、利用開始日当日までに申請書を提出し、管理者から利用の許可を得ることとする。利用期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(更新方法)

1. 利用更新は、最長2024年3月31日まで可能とする。更新の際は、必ず利用終了日の3か月前までに管理者へ申請書を提出し、次の利用開始日までに管理者から利用の許可を得ることとする。なお、1回の更新の期間は1年以内とする。

(利用料金)

1. 1年間の利用料金は15,000円。
期間の途中から利用する場合は月割り計算にて利用料を算出する。

(利用の許可の取消し)

1. 利用者が利用期間中において、条例若しくは規則に違反したとき、または許可の条件、管理者の指示に従わないときは、管理者は利用の許可を取り消すことができるものとする。この場合、利用料は返還しない。
2. 3カ月以上来園がない場合は利用を放棄したものとみなし管理者は利用の許可を取り消すことができる。この場合利用料は返還しない。

(期間途中での中止)

1. 期間途中での利用を中止する場合は、利用料の精算、返還はありません。

(利用者の選考)

1. 申込者多数の場合は抽選を行い、当選した者のみ利用できる。

(施設の利用)

1. 利用者は、開園日のうち次の時間内で利用することができる。
【4月～9月】開園時間「午前7時」から、閉園時間「午後7時」まで
【10月～3月】開園時間「午前8時30分」から、閉園時間「午後6時」まで
上記閉園時間にてゲート閉門する為、それまでに退場するものとする。
また、午前7時30分～午前8時15分までの間の自動車、自動二輪での出入りは禁止とする。

休園日は利用することはできません。

【休園日】 毎週月曜日（祝日の場合、翌平日）

12月29日から1月3日

2. 農機具は、原則として利用者が用意すること。
3. 農園での利用者の栽培作物、所有物品などに生じた損失については補償致しません。

（植え付けに関する注意事項）

1. 栽培することができる作物は、利用期間内に収穫できる作物のみとする。
 2. 隣の区画や通路に干渉しないように配慮し、境界線より30cmは開けるものとする。
 3. 作物は高さ1.8m程度を超えないものとする。
 4. 利用期間が終了したときに残存物がある場合、利用者の責任において処分し原状回復をして頂き、管理者の確認を受けなければならない。
 5. 利用者は、利用区画及び通路に雑草を繁茂させることなく、施設の美化に努めるものとする。
 6. 農薬（殺虫剤、殺菌剤）を利用する場合は、市販されているものに限る。また、取扱方法を必ず遵守すること。
 7. 肥料（液肥を含む）、堆肥などを利用する場合は、市販されているものに限る。また、取扱方法を遵守すること。
 8. 肥料や農薬の容器、持ち込んで発生したごみ等は各自持ち帰ることとする。
 9. 農作物の残菜や草は指定の場所へ廃棄してください。それ以外の場所には放置しないでください。
10. その他

除草剤は禁止とする。

堆肥については周辺に臭気を与えるものは使用しない。

（苦情・問合わせが発生した場合は、利用者の責任において速やかに発生物の撤去を行う。）

（禁止事項）

1. 樹木の栽培は禁止とする。
2. ビニールハウスや倉庫（道具入れ等の箱を含む）などの建築物や土留などの工作物の設置は禁止とする。
3. 他の利用者の区画への立ち入りは禁止とする。
4. 貸農園内へのペットの連れ込みは禁止とする。
5. 貸農園内での喫煙は禁止とする。喫煙は喫煙所のみとする。
6. 営利を目的とした行為は禁止とする。
7. 第三者への貸出は禁止とする。

8. 農機具、資材はすべて都度持ち帰りください。(置いておくことは禁止です。)
9. 土・砂の追加や持ち出しは禁止とする。
10. 共同利用施設などを占有することは禁止とする。
11. 農作物栽培に必要としない物の搬入、利用を禁止とする。
12. 隣の区画に邪魔になることを禁止とする。
例：道具を通路へ置く。大きな音を立てる（ラジオ、音楽）。散水を多くやりすぎる。大人数での立ち入り作業 等
13. 農園で発生したゴミなどを野焼きする行為は禁止とする。
14. 利用の許可を受けた区画以外の植物の伐採・採取は禁止とする。
15. 午前7時30分から午前8時15分の間、自動車、自動二輪などの乗入れは禁止とする
16. 前各号に掲げるもののほか、貸し農園の運営目的に反すること。

(届出義務等について)

1. 農園の施設及び設備等を損傷させたり、亡失した場合は直ちに係員に届出し指示を受けてください。